

日本海メタンハイドレートの実用化を求める意見書

平成23年3月に発生した東京電力福島第1原子力発電所の事故により、現在、わが国においては、原子力に依存しなくてもよい経済・社会構造の確立が求められている。そのためには、新しいエネルギー資源の開発や再生可能エネルギーの利用拡大により、分散型エネルギー社会を構築することである。

こうした中、新しいエネルギー資源として、メタンハイドレートが注目されている。メタンハイドレートは、「燃える氷」として知られ、国内の天然ガス消費量の約100年分に相当するとの試算もある。既に太平洋側では実用化に向けての試験採掘が進められ、日本海側においても表層型のメタンハイドレートが広い範囲で確認されている。

エネルギー資源の消費大国でありながら、その多くを輸入に頼っているわが国にとって、国内で資源を開発していくことは、将来のエネルギー安全保障を確立する上でも避けられない国家の課題であり、メタンハイドレートの実用化は急務である。

よって、国及び政府におかれましては、貴重な国内資源であるメタンハイドレートの実用化を推進するため、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 日本海沖におけるメタンハイドレートの開発に向けた本格的な資源調査を促進するため、大胆な予算投入を行なうこと。
- 2 日本海沖でのメタンハイドレートの採掘技術の開発を行なうこと。
- 3 産学連携、民間投資を促す国家的プロジェクトとして、採掘技術を中心とした人材の確保や事業の安定化に資する予算措置を行なうこと。
- 4 単なる開発・研究にとどまることなく、将来の成長や商業化を見越したマネジメント体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月25日

魚津市議会